

【別紙様式】

<p>東松山市は、新型コロナウイルス感染症への対応として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、制度要綱に定める交付対象事業の要件「新型コロナウイルスの感染拡大の防止及び感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活の支援を通じた地方創生に資する事業」に該当する以下の事業を実施します。</p>			
事業名	指定管理者支援事業		
総事業費 (千円)	21,024千円	交付金関連事業費 (交付対象経費) (千円)	21,024千円
事業概要	<p>支援事業のうち、一の事業者当たり10,000千円以上を支援するもの</p> <p>①目的 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、市が休館を指示したことにより、利用料金収入が減少した東松山市民文化センターについて、事業継続のための支援を行い市民サービスの維持を図る。</p> <p>②交付金を充当する経費・算定根拠 指定管理料の増額：15,705千円（休館や収容人数制限の期間における利用料金収入の減額想定額から、当該期間における平年と比較した管理運営費用の減額額を控除した金額）</p> <p>③交付対象 1) 交付対象者 東松山市民文化センターの指定管理者（公益財団法人東松山文化まちづくり公社） 2) 交付対象者の選定理由・選定方法 東松山市民文化センターは昭和51年の開館以来、本市の芸術・文化の拠点として市民に活用されており、平成18年からは指定管理者により運営され、指定管理料は「利用料金制」を採用している。 新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、国や県の方針を踏まえた東松山市の判断に従い、同センターも休館や収容人数の制限（以下「休館等」という。）を行い、現在に至っている。 休館等に伴い、指定管理者の収入となる利用料金収入が減少し、施設の安定的かつ継続的な運営に支障が生じていることから、同センターの指定管理者である公益財団法人東松山文化まちづくり公社を交付対象者として指定管理料を増額する。</p> <p>④期待される効果 感染の収束が見通せない中であって、同センターの指定管理者に対し利用料金収入の減少を勘案した指定管理料を増額することは、施設の安定的かつ継続的な運営の一助となるものであり、新型コロナウイルス感染拡大の状況下における本市の芸術・文化の維持、発展に寄与するものである。</p>		
新型コロナウイルス感染症への対応（経済対策）との関係	<p>東松山市民文化センターは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う休館や収容人数制限の影響により、令和2年4月から令和3年3月の施設利用料金収入等が前年同期比約26%に留まると見込まれ、今後の安定的かつ継続的な運営が困難な状況にある。 同センターの指定管理者に対し、事業継続支援の観点から指定管理料を増額することは、同センターを活用した様々な事業活動、経済活動の持続可能性を担保するものであり、地域経済の支援を通じた地方創生に資する事業に該当することから、地方創生臨時交付金を活用することが妥当である。</p>		